

## 規則 1 アマチュア資格規則の目的

規則1ではアマチュア資格規則の目的が明記されています。アマチュア資格というのは競技でプレーする参加資格の一つです。競技ではその実施要項で参加資格が定められています。例えば、性別、年齢、ハンディキャップ、居住地など、参加資格は競技ごとに多岐にわたって定められ、アマチュアであること(つまりアマチュア資格規則を有していること)も参加資格として定められています。例えば都道府県アマ、地区アマ、日本アマといったそれぞれの選手権競技では参加資格に「アマチュア資格を有していること」と定められています。アマチュアとして競技に参加したいプレーヤーはアマチュア資格規則を遵守し、アマチュア資格を保有していなければなりません。

ゴルフでアマチュア資格規則が必要な理由として規 則1では「ゴルフは主に自主規制であり、ゴルフ規則と ハンディキャッピングの規則へのプレッシャーを最小限 にすることによって、このゲームの誠実性(完全性)を守る支援となるために、アマチュア資格規則は競技成績に基づいてアマチュアゴルファーが受け取ることのできる賞の形式や価値を制限している。」と規定しています。

少し難しい規定なので簡単にご説明します。ゴルフゲームはゴルフ規則をプレーヤー自らが適用し、必要であれば自らに罰を課して申告するゲームです。したがって、正直・誠実であることが前提となっています。同様に、ハンディキャップの規則ではプレーヤーがプレーしたラウンドの真実のスコアを正直に申告することによってそのプレーヤーの実力を反映したフェアなハンディキャップが決まります。

このようにゴルフ規則においても、ハンディキャップ規則においても正直・誠実さを前提として自主規制によってゴルフゲームはプレーされます。正直・誠実であることへの「プレッシャーを最小限にするため」という意味は、例えば賞金、賞品が高額になればなるほど、プレーヤーが正直・誠実でいることを難しくする可能性があ

るということです。高額な賞金の前では誤魔化す、インチキをするプレーヤーがいるかもしれないということです。そこでアマチュア資格規則では一定の制限を設け、この自主規制が特徴であるゲームを守ろうとしているわけです。

## 規則 2 アマチュアゴルファー

旧規則はとても複雑でアマチュアがどのような行動をしたら規則違反となるのかについて一読しただけではよく分からない規定が多くありました。新しい規則2ではアマチュアが違反となる行動を明確に5つ規定しています。

右記に関連する各規定に若干の例外規定等はありますが、原則としてこの5つの行動をしたときだけアマチュア資格規則に違反したことになります。この明確化された規則によってアマチュアでいたプレーヤーはどのような行動をしてはいけないのかをすぐに理解することができるでしょう。

# アマチュアが 違反となる 5つの規定

1

規則3「賞」に基づいて認められていない賞を受け取る。

2

プロフェッショナルとしてゴルフ競技 でプレーする。

3

規則4「技術指導」に基づいて認められていない技術指導をすることに対して支払いや報酬を受け取る。

4

ゴルフ倶楽部、または練習場のプロフェッショナルとして雇用される(自営業を含む)。

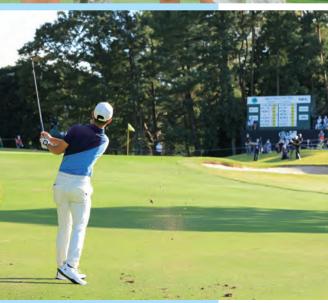
5

プロフェッショナルゴルファーのための協会の会員となる。

6







#### 規則3 賞

賞には賞金と賞品があります。つまり、お金と物です。 新しい規則では10万円以下の価値の賞を受け取ることを認めていますが、スクラッチ競技とハンディキャップ競技で受け取ることのできる賞を区別しています。

スクラッチ競技では10万円以下の価値であれば賞金、賞品のいずれでも受け取ることができます。一方でハンディキャップ競技では賞金は認められず、10万円以下の賞品を受け取ることができます。

ハンディキャップ競技とは競技のスコア、成績を決める上でハンディキャップが関与するすべての競技を 意味します。

10万円の価値とは、その物を受け取る時点で小売業者から通常入手可能な額となります。

この規則でいう賞金とはお金、あるいはお金と交換することを目的に作られたもの、例えば株券、債券、小切手などを意味します。一方で、物やサービスと交換する目的で作れた商品引換券やギフトカードは物として扱われます。この目的はいわゆる換金ショップでお金と取り換えることができるか、ということではなく、本来はどのように使用される目的のものであるのかで考えます。

この10万円を限度として受け取れる賞の規則は、 ティーからプレーしてホールに入れる打数を競うゲーム のみで、ドライビングだけのコンテストやパッティングだ けのコンテストには適用されません。つまり、それらのコ ンテストの賞についてアマチュア資格規則は何ら制 限を設けていません。

ただし、ティーからホールへプレーする通常のゴルフ競技中に行われる所謂ドラコン賞やニアピン賞には限度額が適用され、1つの競技でアマチュアが受け取られる賞の合計は10万円までとなります。例えば、優勝者に5万円の賞品、13番のドラコン賞は3万円、17番のニアピン賞は3万円の場合、合計で11万円となってしまうので、プレーヤーがそれらの賞のすべてに該当しても10万円までしか受け取ることはできません。

また、旧規則では賞金のためにプレーをしたプレーヤーは実際に賞金を受け取れなくても規則違反となりましたが、新しい規則では違反となる賞を受け取った時に規則違反をしたことになります。



#### 規則 4 技術指導

アマチュア資格規則ではアマチュアが技術指導をして報酬を得ることを禁止しています。技術指導をして報酬を得ることはプロフェッショナルゴルファーの職域であり、この規則については新しい規則でも同様です。

ただし、新しい規則では書籍やオンラインのコンテンツとしてアマチュアが技術指導をして報酬を得ることを認めています。ただし、その技術指導は特定のプレーヤーのスイングに関与するものであってはならず、あくまでも一般的な技術論や、プレーヤー本人の練習方法、プレーヤー本人の技術論に関する内容ものに限られます。つまり、特定の人にスイングに直接的に指導をすることで報酬を得ることはできません。

例えば、ソーシャルメディアに自分の技術論や、 プレー風景を動画で公開し、視聴者やスポンサーから 報酬を得ることはできます。しかし、特定の人のスイング 見て、どのように練習すれば良いのか、どこを修正す べきかを指導して報酬を得ることはできません。

また、ゴルフコースや練習場の従業員が労働時間中に来場者にレッスンをした場合、その来場者から直接レッスン代を受け取っていなくてもその労働時間の対価として給与が支払われている場合は間接的に報酬を得ていることになり規則違反となります。

#### スポンサー契約、宣伝、広告について

旧規則ではアマチュアがいかなる契約・合意をすることを禁止していました。また「手腕や名声のあるアマチュア」がその氏名・肖像を宣伝・広告に利用することも禁止されていました。

新しい規則では契約・合意について一切の制限が撤廃されました。そして氏名・肖像の利用についての制限もなくなりました。つまり、アマチュアが企業とスポンサー契約をして、契約金を受け取り、コマーシャルに出演して出演料を受け取ったり、マネージメント会社と契約してゴルフ活動の支援を受けたりすることができるようになりました。

この規則改訂により、アマチュアが金銭的な支援を受けることができ、全国的、または国際的に活動することができるようになりますし、また新しくゴルフを始めるプレーヤーにも様々な援助の機会が増えることが期待されます。

ただし、特に若いゴルファーが企業や支援者と契約をする場合、その契約が他の契約と対立していないか、合法なものなのか、どのような義務が生じるのか、契約相手に問題はないのかなどを慎重に検討する必要があるでしょうし、トラブルを避けるために保護者や専門家(弁護士など)と協議のうえ契約をすることが勧められます。

上記のように多くの規則が撤廃・緩和され、アマチュアがサポートを受けながら活動しやすくなりますが、禁止事項もありますのでアマチュア資格を保持したい方は規則を確認しながら活動していただければと思います。なお、アマチュア資格規則を喪失した場合、復帰するためには復帰申請手続きをし、裁定された待ち期間(少なくとも6か月間)が経過しないとアマチュアに復帰することはできません。

2022年規則の全文とガイダンスノートはJGAのホームページに掲載されています。またお問合せ、復帰申請については同ホームページ上にフォームがありますのでご利用下さい。

